

2 権利擁護について

(3) 総合的な権利擁護センターの創設の必要性

経緯又は現状・課題

昨今の高齢者や児童、障害者に対する虐待問題や財産侵害の深刻化、また高齢者や障害者を狙った悪質な消費者トラブルなど、深刻な権利侵害が問題となっている。

このような権利侵害については、高齢や障害を持っているために自分の権利が侵害されていても気づかない場合もみられ、被害が深刻化する場合も少なくない。

社会福祉基礎構造改革において、利用者主体のサービスが基本となった今、安心して福祉サービスを利用できる仕組みや生活支援が必要であり、このような権利侵害に対する予防や重層的かつ多面的な生活相談への対応など、福祉・保健・法律等の専門家が関わり、権利侵害に対する総合的な権利擁護のシステムが必要である。

平成18年の介護保険の改正に伴い、各市町村に新設される地域包括支援センターでは、権利擁護事業などの権利擁護に係る整備が進められているところである。

権利擁護事業においては、高齢者虐待に対応する役割や成年後見制度市町村申立に向け、役割が期待されているが、地域における権利擁護に向けたネットワークづくり、また、複雑かつ深刻化している権利侵害に対し、異業種の連携による効果的な解決機能が必要である。

提案する内容

上記のような現状から利用者の総合的な権利擁護の機能を持つ、権利擁護センターの創設が必要である。その機能には、障害の有無や年齢に限らない総合的な相談窓口や調査など問題解決機能を含ませることが必要であり、相談・解決においては、複雑多岐にわたる課題に対応できる専門家による効果的な対応が求められる。

権利擁護センターの創設においては、他の団体等からの影響を受けることのない独立した中立・公正性のある第三者的な機関が望ましい。

また、平成18年の介護保険改正に伴い、市町村に設置される地域包括支援センターにおいて実施される権利擁護事業のバックアップ的な機能を持たせることや地域における権利擁護推進の中核となる機関としての役割も必要である。

他の側面として公的機関が機能しない部分を指摘し、解決を提案するなど介護保険をはじめとする福祉サービスにおけるジャッジ機能としての役割も持たせることが必要である。

その他・根拠法令等

改正介護保険法、その他権利擁護に関する関係法令